

23—01 P U D T

法定代理人

1. 法定代理人とは、代理権が直接法律規定によって与えられる代理人をいう。

2. 法定代理人の種類(注)

(1) 親族、身分によって法律上当然なるとき

ア 親権者 ([民 § 818](#))

イ 法定後見人 ([民 § 840](#))

(2) 裁判所が選任するとき

ア 不在者の財産管理人 ([民 § 25](#)、[§ 26](#))

イ 選定後見人 ([民 § 841](#))

ウ 相続財産管理人 ([民 § 918](#)、[§ 943](#)、[§ 952](#))

エ 遺言執行者 ([民 § 1010](#)、[§ 1015](#))

(3) 一定の指定権者の指定によるとき

ア 指定後見人 ([民 § 839](#))

イ 指定遺言執行者 ([民 § 1006](#)、[§ 1015](#))

3. 法定代理権

(1) 発生、消滅

代理権の発生、消滅は、民法などの定めに従うのを原則とするが、その消滅は民事訴訟法 ([民訴 § 36①](#)) の例にならって相手方に通知するのが望ましい。

法定代理人が死亡し又は代理権を失ったときは手続は中断する ([特 § 24](#)、[実 § 2 の 5②](#)、[意 § 68②](#)、[商 § 77②](#)→[民訴 § 124①三](#))。

なお、法定代理権の消滅理由としては、

ア 本人又は法定代理人の死亡、法定代理人の破産又は代理人が後見開始の審

判を受けたとき（[民 § 111①](#)）。

イ 後見人の辞任、選任、解任（[民 § 844](#)、[§ 845](#)、[§ 846](#)）
などがある。

(2) 範囲

法定代理権の範囲は民法などにより決まる。

〔例〕親権を行う者は、子の財産を管理し、また、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない（[民 § 824](#)）。

なお、法定代理人は、その責任をもって復代理人を選任することができる（→[23—05](#)）。

（改訂 H27. 2）